

# 兵庫県

事務処理要領Ⅱ 農林水産大臣に対する検査結果報告

## 農産物検査の結果等報告

### マニュアル

平成 2 8 年 4 月 1 日

一部改正 令和元年 8 月 2 3 日

一部改正 令和 3 年 1 0 月 2 2 日

一部改正 令和 4 年 5 月 6 日

兵庫県農林水産部農産園芸課

## ＜ 目 次 ＞

第 1	検査結果報告書の作成	1
第 2	検査結果報告書の提出	1
第 3	報告書の取りまとめ等	1
第 4	検査結果の公表	1
【参 考】		
○	農産物検査の検査結果等報告マニュアル別表（報告期日）	3
【様 式】		
○	様式第 1 号 国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	4
○	様式第 1 号－2 水稻うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書	5
○	様式第 2 号 国内産米穀の等級理由別検査結果報告書	6
○	様式第 3 号 国内産麦類の等級理由別検査結果報告書	7
○	様式第 4 号 国内産大豆の等級理由別検査結果報告書	8
○	様式第 5 号 国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	9
○	様式第 6 号 外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	10
○	様式第 7 号 成分検査結果報告書	11

## 別紙 4

# 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

### 第 1 検査結果報告書の作成

登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）は、自らが実施した農産物検査について、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 20 条第 3 項及び農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林水産省令第 32 号。以下「規則」という。）第 20 条の規定に基づき、平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号（農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件。以下「報告規程」という。）に定めるところにより、規則第 20 条に掲げる事項を記載した検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができることとする。

### 第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第 1 の報告書を報告規程に定める期日までに、別表のとおり兵庫県知事（以下「知事」という。）に報告する。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

また、報告は、毎月行うこともできるものとする。

### 第 3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に掲げる様式に取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールにより近畿農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ近畿農政局長に報告する。

### 第 4 検査結果の公表

#### 1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、近畿農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域

が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

## 2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 知事が公表の必要があると認める検査結果

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	地域登録検査機関から知事への報告様式	地域登録検査機関から知事への報告期日	知事から地方農政局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1号-2及び様式第2号	9月10日	9月20日
			当年産の9月から12月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日	翌月の20日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日	翌年4月20日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月10日	翌年7月20日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月10日	翌年11月20日
			4月1日から8月31日までの間		様式第1号及び様式第3号	9月10日
	9月1日から10月31日までの間	11月10日	11月20日			
	11月1日から翌年1月31日までの間	翌年2月10日	翌年2月20日			
	翌年2月1日から翌年3月31日までの間	翌年4月10日	翌年4月20日			
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月末日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月10日	翌年1月20日
			翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日	翌月の20日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月10日	翌年1月20日
翌年1月1日から翌年2月28日までの間			翌年3月10日		翌年3月20日	
翌年3月1日から翌年3月31日までの間			翌年4月10日		翌年4月20日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年5月31日	翌年7月20日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月30日	翌年5月20日



兵庫県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：  
生産年度：

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果														
					容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	破粒	着色粒	異種穀粒		異物					
												基準値以下	基準値超	基準値以下	基準値超				
(検査区分) 計																			
(検査区分) 計																			
合 計																			

- 備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。  
 2 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第3条の品位等検査(米穀の品位等検査)、法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)の別を記載すること。  
 なお、検査区分ごとに合計を設けること。  
 3 品位の測定結果については、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第1の2の(3)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。  
 4 数量の単位は、キログラムとすること。

兵庫県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類:

生産年度:

等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他
特等										
1等										
2等										
3等										
等外										
規格外										
計										

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書 ( 年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

兵庫県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおりに報告します。  
記

農産物の種類:

生産年度:

等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他
2等									
規格外 (等外上)									
計									

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。



様式第5号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

兵庫県知事 様

住所  
名称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類:

生産年度:

銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	規格外	備 考
合 計								

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。



